

# 松島町監査委員 令和8年度 監査計画

令和8年4月1日

松島町監査委員決定

松島町監査基準の規定に基づき、監査計画を次のとおりに定める。

## 1. 令和8年度の監査等に当たって

将来像を「誰にでもやさしく、活力あふれる“ほっと”松島」とし、まちづくりの道しるべとなる新たな「松島町長期総合計画 2026-2035」に基づき、定住・子育て・交流・産業を重点戦略と位置付けている。

本年度は、宿泊税の導入による観光振興が期待されているものの、税が減収の見通しで、物価高等の影響もあり、財源不足の恐れがあるため、収支改善が求められており、重点戦略への集中的な投資と持続可能な財政運営のバランスを図りながらの編成となっている。

鳥獣被害対策、物価高への対応、(都)根廻・初原線道路整備工事などの継続事業が予定されており、一般会計予算額は前年度当初と比べ、1,000万円(0.1%)増の67億9,600万円となっている。

本計画は、松島町監査基準に従い、事務事業や予算の執行が法令等に基づき、適正かつ合理的、能率的に行われているかどうかを主眼とするとともに、町の施政方針や行政運営全般にも留意して、次の基本方針に基づき監査等を実施する。

## 2. 基本方針

本年度の監査等は、次の基本方針に基づき実施する。

- ①法令遵守及び事務の正確性に加えて、事業全体の経済性、効率性及び有効性を確認する。
- ②町民の信頼確保に向け、分かりやすい書類等の作成及び情報を発信する。
- ③住民又は議会及び町長からの監査請求等に対応する。
- ④例月現金出納検査を基本として各種監査等と連携した効率的な監査を行う。

## 3. 監査等の内容

本年度に実施する監査等は次のとおりとし、それぞれの具体的な監査内容は、別途通知する。

### (1)財務監査（地方自治法第199条第1項）

定期監査（法第199条第4項）及び監査委員が必要であると認めるときは随時監査（法第199条第5項）において、財務事務及び工事について監査を実施する。

### (2)行政監査（地方自治法第199条第2項）

監査委員が必要であると認めるときは、事務の執行について監査を実施する。

### (3)財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

監査委員が必要であると認めるとき、又は町長の要求があるときは、本町からの財政援助等及び町の施設を指定管理する団体の出納関係事務を対象としての監査と、当該団体所管課の団体運営等に対する指導又は監督の適切性について監査する。

### (4)決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

決算審査に付するため、関係書類等の照合と担当職員からの聴取等により審査を実施する。

ア 一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く）の歳入歳出決算審査

各種会計の歳入歳出決算とその関係書類及び財産管理の状況。

#### イ 公営企業会計の決算審査

水道事業会計及び下水道事業会計の収支決算及びその関係書類並びに経営成績等の財政の状態。

#### (5) 例月現金出納検査 (地方自治法第 235 条の 2 第 1 項)

各会計、各基金及び歳入歳出外現金を対象とし、毎月、現金の出納と照合を担当職員からの聴取等とともに、対象検査月末の保管現金を確認する。

#### (6) 基金運用審査 (地方自治法第 241 条第 5 項)

決算審査に付するため、各基金を対象に関係書類等の照合及び会計管理者からの聴取等により、基金がその設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されたか審査する。

#### (7) 健全化判断比率等審査 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項)

決算審査に付するため、決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、各決算関係書類等の照合及び担当職員からの聴取等により、適正性を審査する。

#### (8) その他の監査 (地方自治法第 75 条、第 98 条第 2 項、第 199 条第 6 項並びに第 243 条の 2 の 8 第 3 項及び地方公営企業法第 34 条)

住民の直接請求、議会又は町長の要求に基づく監査の実施。

### 4. 監査等の実施体制

監査等は監査委員 2 名で実施し、書記は監査委員の事務を補助する。

### 5. 各種監査等の実施時期

各種監査等の実施及び報告並びに公表時期は、別表のとおり。

なお、3. の(2)行政監査及び(3)財政援助団体等監査については、定期監査又は随時監査として実施する。その場合においては、必要とする資料や調査などを町長へ事前に通知する。

別表

## 令和8年度松島町各種監査等の実施、報告及び公表時期計画表

| 月        | 監査等種別・実施時期 |   | 報告・公表時期                        | 関連行事  |
|----------|------------|---|--------------------------------|---|
|          | 例月出納検査日    | 各種監査等実施日  |                                |   |
| 4月       | 20日(月)     |   | 令和8年4月                         | (宮黒)正副会長会議・監事会役員会<br>22日(水)   |
| 5月       | 20日(水)     |   | 令和8年5月                         | (県)理事・監事合同会議<br>13日(水)<br>(宮黒)定期総会<br>18日(月)<br>(県)定期総会<br>21日(木)                     |
| 6月       | 22日(月)     | 令和7年度<br>水道事業会計決算審査<br>24日(水)<br>～29日(月)                          | 例月<br>令和8年6月<br>決算等<br>令和8年8月  |   |
| 7月       | 21日(火)     | 令和7年度<br>各種会計決算審査・基金<br>運用状況審査・財政<br>健全化審査等<br>22日(水)<br>～8月5日(水) | 例月<br>令和8年7月<br>決算等<br>令和8年8月  |   |
| 8月       | 20日(木)     |   | 令和8年8月                         |   |
| 9月       | 24日(木)     |   | 令和8年9月                         |   |
| 10月      | 22日(木)     |   | 例月<br>令和8年10月                  | (県)監査委員書記研修会<br>6日(火)<br>(宮黒)監査委員・書記視察研修<br>7日(水)～9日(金)<br>監査委員全国研修会<br>27日(火)～28日(水) |
| 11月      | 20日(金)     | 令和8年度定期監査<br>11日(水)<br>～13日(金)                                    | 例月<br>令和8年11月<br>定期<br>令和8年11月 | (県)協議会理事会<br>5日(木)<br>(宮黒)監査委員書記会議<br>10日(火)<br>(宮黒)協議会正副会長会議・役員会<br>17日(火)           |
| 12月      | 21日(月)     |   | 令和8年12月                        |   |
| 8年<br>1月 | 20日(水)     |   | 令和9年 1月                        | (宮黒)監査委員・書記研修会議<br>28日(木)   |
| 2月       | 22日(月)     | 令和8年度定期監査<br>2日(火)<br>～4日(木)                                      | 例月<br>令和9年2月<br>定期<br>令和9年2月   | (県)監査委員研修会<br>18日(木)  |
| 3月       | 23日(火)     |   | 令和9年 3月                        |   |

※ 他行事との関係で変更の場合もあります。

※ 必要があるとき、随時監査を実施します。